

令和2年5月18日

教職員各位

高知工業高等専門学校長

新型コロナウイルス感染症に対する当面の対応について（第十二報）

新型コロナウイルス感染症対応に関し、本日開催された会議において次のことを決定しましたのでお知らせします。なお、今後の状況により情報を随時更新しますのでご留意願います。

高知県にあっては5月14日付けで緊急事態宣言は解除されましたが、解除される地域間でも県をまたぐ移動は自粛が求められており、県外からの学生を受け入れている現状を鑑み、以下のように周知いたします。

- 授業は8月7日（金）まで遠隔授業により実施します。実施の詳細については、教務主事及び専攻科長より別途通知（5月1日HP掲載、本校における遠隔授業の実施について）のとおりです。
※高知県は5月14日付けで緊急事態宣言は解除されましたが、本校は学生の半数以上が寮生活を送ることになるため、現在、学年別分散登校を検討しています。
※担任の先生におかれましては、課題の提出方法、自宅での受講に不安がある学生への対応として学校での遠隔（オンライン）授業の受講も可としておりますので、学生・保護者から相談があった場合は適宜ご対応くださるようお願いいたします。
- 在学生の登校については、8月7日（金）まで原則禁止します。ただし、遠隔授業の学校での受講及び学生の進路に関することに限り登校を認めます。その際は、当該学生の健康状態が良好であることを確認するとともに、保護者の了解を得てください。また、登校時にはマスクを着用するようご指導ください。
- 在学生の課外（クラブ）活動は、8月7日（金）まで原則禁止します。
- 教職員の学会、研修等への参加、他機関への打合せ等のための出張は、緊急事態宣言対象地域へは原則禁止します。私事での旅行等も同様とします。
やむを得ず実施する場合は、教員については、校長または教務主事、職員については、事務部長または所属課長の了解を事前に得ることとします。またその地域から帰任等されたときは、健康観察を要する場合がありますので、速やかに総務課総務係までご連絡ください。
なお、緊急事態宣言対象地域以外への公務出張や私事旅行についても県をまたぐ移動は自粛願います。
- 学生の学会等への参加については、8月7日（金）までは原則禁止します。
- 入寮日については、別途担当係（学生課生活支援係）よりお知らせします。

- 学生の自転車・バイク登録については、通学開始後に実施します。
- 図書館は8月7日（金）までは平日のみの開館とし、利用は教職員に限定します。学生の利用は原則8月17日（月）からとします。
- 「健康観察記録シート（教職員用）」により、毎日体温測定の記録を行い、各自で健康観察をしてください。
- 本校主催の公開講座は、引き続き当面の間中止とします。
- 学外者の入校（業務委託業者及び物品等納入業者を除く）については、緊急性、必要性を十分検討してください。
なお必要がある場合は、可能な限りTV会議等の活用にてお願いします。
- 高知県にあっては5月14日付けで緊急事態宣言は解除されましたが、引き続き新型コロナウイルス感染症の拡大を防止するため、日常生活において厚生労働省が公表している「新しい生活様式」を積極的に実施くださるようお願いいたします。
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_newlifestyle.html